

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和7年7月22日（火） 10:00～11:46

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 宍戸直美委員 千葉和彦委員 小野寺満委員
高橋浩委員 千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 今野裕文委員
※議長、副議長の出席はなし

【委員外議員】（説明者）議会改革検討委員会 高橋晋委員長 東隆司副委員長

【欠席委員】なし

【事務局】鈴木事務局長 千田事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 議会改革検討項目の検討について
 - (2) 市議会議員政治倫理条例（案）について
 - (3) 奥州市議会基本条例の検証について
 - (4) 行政視察について
- 4 そ の 他
 - (1) 次回予定 7月28日（月） 9:00～ 委員会室
- 5 閉 会

会議結果（要点）

- (1) 議会改革検討項目の検討について

検討を要請された検討事項	結果
・議場へのタイマー設置及び議事の際の明確な時間設定について	賛成少数で否決
・表決における採決システムの利用について	賛成多数で可決
・決算審査特別委員会への市長・副市長の出席について	賛成多数で可決
・改選後初の臨時会における市長等の出席について	全会一致で可決

- (2) 市議会議員政治倫理条例（案）について
 - ・現段階での最終案により、細部の調整を行う。また、逐条解説を作成し、パブリックコメントへ進む。
- (3) 奥州市議会基本条例の検証について
 - ・議会基本条例検証報告書の作成を進めていく。
- (4) 行政視察について
 - ・日程は10/7（火）を含めて検討。積み立てがないことも考慮しつつ、負担の少ない行程を組むことについて、委員長、副委員長、事務局に一任。切符等手配は、旅行会社を活用する。

【概 要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶後、協議事項について委員長が取り進めますのでよろしくお願いします。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） おはようございます。本日は、議会改革検討委員会から議会運営委員会に上がってきたものの協議がメインになるかと思えます。

議会改革検討委員会の委員長、副委員長にもご出席いただいて、質疑等があれば対応していただけたと思います。よろしくお願いします。

3 協議事項

(1) 議会改革検討項目の検討について

○委員長（小野優君） 協議事項に入ります。

最初に、事務局から今日の流れを説明していただきます。お願いいたします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 お疲れ様です。

(1)、議会改革検討項目の検討について、流れを説明させていただきます。

経緯は5月2日の議会運営委員会で報告したとおり、3月28日付けで、議会改革検討委員会委員長から、議会運営委員会委員長宛に、「議会改革検討項目の検討について」の依頼文書が発せられたものです。

議会改革検討委員会の検討を踏まえて、今度は議運で検討するということですが、いきなり検討という話になりましてもなかなか難しいだろうという話もあり、委員長とも相談しまして、議会改革検討委員会の委員長、副委員長に、議運でお話をいただいたらよろしいのではというお話を受け、本日ご出席をいただいている経緯です。

最初に、資料に基づきまして、議会改革検討委員会の委員長、副委員長に、ポイントということになるかと思えますけれども、説明をいただく形になります。それが終わりましたならば、議運の委員の皆様から質疑という形で説明に対する質問を出していただき、それに対して、ご回答いただくということになります。

質疑が終わりましたら、議会改革検討委員会の委員長・副委員長にはご退席いただきます。その後、議運の中で検討を進めていく流れになります。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

早速、議会改革検討委員会から全員協議会でも説明がありましたけれども、もう一度、要点を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

高橋議会改革検討委員長。

○高橋議会改革検討委員長 おはようございます。今日はよろしくお願いします。

議会改革検討委員会における検討結果について、4つ、一気にご報告しまして、協議いただければと思います。

1点目は、「一般質問時の待ち時間の明確化及びタイマー設置」についてです。

各議員が時間配分を意識し、質問を円滑に行えるようにするため、持ち時間の目安を50分と設定することといたしました。

この50分は、厳密な制限時間ではなく、目標時間として、議員、当局ともに、その中で終える努力をするという運用とします。途中で質問や答弁を遮ることはございません。

また、この運用に当たっては、議場内で時間が表示される必要があるため、議会運営委員会に対して、タイマー設置の検討を要請します。なお、現状の議場システムにおいて、追加費用なしで、カウントダウン方式で経過時間の表示が可能になりますことを申し添えます。

また、別途、専用モニターを設置する場合は、約100万円の費用がかかること、また、操作に係る事務局職員の負担も一定程度増えることが確認されました。

続きまして、関連しますけれども、採決システムの導入についてです。

議場のマイクに付属している採決機能を活用し、ボタン操作によって表決を行うことといたします。これにより、運営の効率化と時間短縮が図られると考えております。

これまでは、討論のあった案件については起立表決、なかった案件は簡易表決で対応してきましたが、採決システムを活用することで、議員の判断が明確に表示されることや、起立、着席を繰り返す負担が軽減されるなどの利点があります。

また、車椅子利用の議員への配慮としても有効であるという意見がありました。

なお、システムの使用に当たっては、約30万円の経費と、職員の操作作業が若干増えることが見込まれます。

以上2項目の検討結果につきまして、議会運営委員会に対して対応をお願いするものです。

詳細につきましては、添付又は議会運営委員会のフォルダに、今までの経過がありますので、そちらを参考にいただければと思います。

続きまして、決算審査特別委員会への市長、副市長の出席について、昨年11月に、市当局から寄せられた協力依頼を受け、検討を行って参りました。

その結果、決算審査特別委員会の部門別審査には、市長及び副市長の出席を要しないこととする一方で、市長の答弁が必要な場合については答弁保留とし、審査の最終日に市長及び副市長が出席し、答弁するという取扱いとしました。

この取扱いについては、令和7年9月定例会における決算審査特別委員会で試行的に実施し、その結果を踏まえて今後の対応を判断することを確認しております。

なお、委員会内では次のような意見もございました。

市長等の公務への配慮から出席を求めなくてもよいのではないかという意見。

それから、1度試行して結果を見た上で、継続又は元に戻すべきという意見。

それから、市長の判断が必要な場面もあるため、従来どおり出席すべきとの意見。

欠席を市長のみに限定し、副市長は出席すべきという意見。

また、県内の他市の状況も調査し、当市と同様に全体会方式を採る7市のうち6市では、市長、副市長が出席しており、分科会方式を採る6市のうち5市では出席していないことも確認しております。

以上が今回の検討結果と経過の概要です。

詳しくは、配布している参考資料等もご覧いただければと思います。

続きまして、会議コストの削減と効率化を目指す目的として、改選後初の臨時会における、当

局職員の出席の在り方について検討いたしました。

議員改選後の初回臨時会では、議長、副議長の選挙や所信表明など、議会内の人事が主な議題となります。

これらの議事については、市長、副市長を始めとする市当局側の説明や答弁は必要なく、その間の出席を求める必要はないとの意見で委員間の一致を見ました。

特に、人事異動を挟む年度始めの時期でもあるため、市の職員には、本来業務に集中してもらうべきとの観点からもこの判断は妥当と考えます。

この内容を「奥州市議会運営等申合せ事項」に追加するよう、議会運営委員会に対して要請します。

以上です。何卒よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

説明がありました4項目について、一括して質疑を受けたいと思います。質疑、質問のある方は挙手をお願いいたします。

阿部委員。

○阿部加代子委員 阿部です。

議場へのタイマーの設置及び議事の際の明確な時間設定について、決定事項として、「一般質問の持ち時間について、50分間とする」ことになっているわけですが、奥州市議会では、概ね1時間となっていたかと思うんですが、減ったのはなぜでしょうか。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 委員の中で確認しましたところ、休憩を含めて1時間だという認識でいる方がほとんどでしたので、そうすると休憩が15分なので45分なんですけれども、時間配分を確認すると午前中は2時間でお二人ということなので、50分、50分でやっても、20分の余裕があるので、45分ではなく50分ということで、みんなで確認したものです。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○阿部加代子委員 時間は、一応50分とすると。目安の時間とするということですが、目安とはなっているんですけれども、議員、当局それぞれがその時間を目標として努力すべきであるということなんですけれども、そのことはすごく大事なことでと思いますし、それと、時間が過ぎててもそれは止めることはありませんよということが、今までの概ね1時間というところでも余り支障がなかったようにも思いますが、やはり規制をした方がというところでしょうか。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 結果的にトータルで、その日のうちには、午後5時ぐらいには終わっていたということではありましたが、質問が短い方があったりして、休憩が、第1問と第2問の間に入ってしまったということがあります。質問している本人が今何分経過したかということが訳が分からなくなってしまうという話も出まして、きちんと、目安ではありますけれども、カウントダウンで時間を表示することによって、質問者、それから、答弁者、それぞれ時間を気にしながらやり取りをするのがベストではないかというお話でこういうことになっております。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○阿部委員 カウントダウンのモニターを付けると費用が発生するようなんですけれども、この辺は

予算の関係もありますが始めるとすればいつぐらいとお考えでしょうか。

○委員長（小野優君） 高橋委員。

○高橋議会改革検討委員長 カウントダウン方式は現状のシステムで費用をかけないで、明日からでもできる体制になっております。

今、説明はしましたけれども、大型モニター等で別に表示するのであれば費用はかかりますけれども、現状のモニターの右下あたりに、経過時間を現在でも表示できますので、そのやり方でよしとすれば費用はかからないということですし、実際にモニターで表示して確認しております。

○委員長（小野優君） 他にお聞きになりたいことはありますでしょうか。

廣野委員。

○廣野委員 タイマーの設置ですが、カウントダウンですから、ゼロの次はマイナス1、マイナス2って進んでいくということでしょうか。

私は、余り液晶テレビを見る時間がないっていうか、当局の方の顔色を見ているので、液晶は余りは見ない、時計のほうだけは一応見てはいるつもりですが、カウントダウンの表示は50分経過後も表示されるシステムになるんですか。それともゼロはずっとゼロで、残ゼロで表示ですか。そこをお尋ねします。

それと、この採決システムっていうのは今までよく先進地であるのは、反対か、賛成か、どちらか忘れたけれども、いずれボタンを押すと、それを押した議員のところの明かりが点くか、点かないかというだけですよね。

あれは、今のイメージは、どこに表示があって、誰が賛成したか、反対したかっていうのは、視力が弱くても、見える表示になるのかどうか。

それとこれは、賛否を採るんでしょうけれども、この間県議会でしたか、要は、起立採決から記名式投票だか何かやった案件がこの間あったんですが、最終的には議長の採決で決まったようですが、これは、あくまでも人事案件を含めたその賛否を明らかに表示をしたいということだとすれば、できれば私は、画面はタブレット表示なのか、何の表示か分からないですけども、それがどなたでも見えるように、もしやるでやるのであればそのようにお願いしたいと思います。

あと、決算審査の市長、副市長の出席、これはかなり分かれるんだろうと思うが、県内の状況からいくと、6市のうち5市ですか。そのうちに、市長、副市長の出席を検討していくとかそういう状況の把握はしているのでしょうか。教えてください。

あと、改選後の初臨時会の市長、副市長、部課長等の出席の削減については、これは、特段問題はないのですか。要は、招集されるのは市長ですよね。招集権者が市長なのに、市長、当局が欠席という、その臨時会そのものの成立要件の問題は特にないのかどうか、伺います。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 ありがとうございます。

まず、カウントダウンというのはどういう表示かということですけども、50:00から、49分59秒、58秒、57秒とどんどんゼロに近づいていく。表示がゼロになるまで確認しませんでしたので、ゼロになってからマイナスになるのか、そこは確認しておりません。

（⇒事務局追記：後刻確認したところ、カウントダウンがゼロに至った場合は、ゼロで止まったままとなり、マイナス表示となることはありませんでした。）

それから、採決の結果はどこに表示するのかというところですけども、これは先ほど申した

とおり、特別にモニターを設けないのであれば、現在の正面と後ろのモニターに、28人いるので28分割になるような感じで、色だったり、誰が赤くなれば賛成とかという形で表示されるということです。

こちらは事務局からも、前の方に身長の高い議員がいると後ろの議員が立っているか、座っているのかが見えなくて確認が大変で、毎回、写真を撮ったりとか、モニターを確認したりとか、すぐ分からないことがあるということで、きちんと表示されると我々議員も即座に誰が賛成したのか、反対したのかが分かることになるという形です。

それから、決算審査における他市の状況ですけれども、今、7市のうち6市が市長、副市長が出席しております。これは、奥州市議会と同じ全体会方式を採用しているところの場合です。

それから、分科会方式というやり方をしている議会も6つの市であります。その6つの市のうち、5つの市は、市長、副市長は出席していないということです。現状、奥州市は分科会方式ではないですけれども、市当局からの申出もありますし、かつて令和5年にですかね、議会運営委員会での議会委員の中からも指摘がありまして検討した経過がありますので、今回、このような方法に変えてもいいんじゃないかということになりました。

4つ目の質問は、事務局からお願いします。

○委員長（小野優君） 鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 今の決算審査特別委員会の関係は、昨年、当局から議長に、時間的にもいろいろな業務に当たりたいので決算審査は欠席にさせてほしいと申し入れがありました。

あと、先ほど4つ目の質問でありました議会を招集するのは市長ですけれども、市長が不在で議会が開会できるのかどうかについては、何の問題もございません。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○廣野委員 採決システムですが、確認はされるということですが、特に静止するわけでもないでしょうが、マイナス表示が可能であればマイナス表示、結局何分経過したというのが、どうせやるのであればそのほうがいいのではないかと思うので、その辺を検討していただければと思います。

あとは、決算審査のここの真意がよく分からなくて、確か当時、市長の決算審査のときに、できれば欠席したいというのは、新年度予算要求時期で国に働きかけをしたいというニュアンスで、できれば配慮していただきたいということでしたが、どうなんですか、やはり、こちら辺は動くことによって国の配慮が十分されるということなんでしょうか。

というのは私は、基本的に市長、副市長は出席すべきだという思いがあって、そこが公務が、どちらも公務だと思うんですけれども、議会よりも優先される公務って何なんですかという部分をやっぱりきちんと当局は説明した上でそれを議論すべきなのかなと思ったものですから。当時の国会対策を理由にするのであればやっぱりそこはきちんとやってもらおうと。あとそれを行っているか、していないかは我々はきちんとチェックをするということでない、他で市長が欠席しているから当市も欠席にしたいというのは、正当な理由に欠けるのではないかと思うので、その辺の確認をお願いいたします。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 議運の中で確認していただくような質問もありましたので、私からは、市長が出席する、しないという理由はともかくとして、市長がいても、ただ時間を過ごすだ

けというときに出席しなくてもいいんじゃないかという提案ですので、先ほどの、あとは出席していない市もあるということですけれども、基本的にはほとんどのところが出席しています。7市のうち6市が出席しているので、他の市では出席はしています。分科会方式のところは、出席していない方が多いんですが、その辺も踏まえて検討していただければと思います。

○委員長（小野優君） 東副委員長。

○東議会改革検討委員会副委員長 補足いたします。

タイマーの件、先ほど言ったとおり0以降がマイナス表示になるか分かりませんのでそれは後で確認していただきたいんですが、これは、仮にこのとおり決定していただいた暁には、今のところ私どもとすれば、当局にも、これまでの答弁について、きちっと考えてくれということを申し添えるべきじゃないかと考えています。

つまり、皆さんもご経験なさっていますけれども、最近の当局の答弁の中で結構多いパターンは、質問を繰り返しています。それも、趣旨確認ではなくて、例えば、「何ページの何が幾らですか、内容を」と言うのと、「見つけられました、1点目は何々について、何々について」と言うわけです。それは無駄だ、ということで、即答弁してくれというようなことについて具体的にある程度の例示を示しながら、やはりその両方で協力しないとこれはなかなか成立しませんので、ということで、あくまでも一方的に議員だけ質問を短くしろとか、考えるという意味ではなくて、両方の協力によって50分間という目安のルールを何とかやれないかということでございます。

2点目の部分についてですけれども、今回、我々ご提案しているのはあくまでも試行的に1回やってみましょうということです。かつ、それでもし不具合がある場合は戻せばいいでしょうということですし、それからもう1点は、市長の公務云々って話もありましたが、パターンとしては、私どもは1期生ですから、まだ、決算審査を3回しか経験していませんのですべそうだとはいえませんが、やはり多分に、特に、決算の場合は部課長答弁が、特に言うところ課長答弁が多いわけですが、それでも中には市長答弁をとということもあり得ます。

ですから、そこの部分の担保として、最終日に答弁保留の形で、市長に答弁を求める。委員長の差配によって決まっていくことになると思いますけれども、タイムリーにリアルに質問に対して答弁が来ないというところはデメリットとしてあるかもしれませんが、答弁がないということじゃなくて答弁はいただくということでございますので、まずはこの今期の9月定例会において、やってみませんかというご提案でございます。

よろしくお願いします。

○委員長（小野優君） 千葉和彦委員。

○千葉和彦委員 ありがとうございます。

最初のタイマーの設置、質問時間の制限ですけれども、やはり我々議会も、より質の高い議会での質問を実現するためには、やっぱり必要なのかなと思うところなんですけれども、その中で今我々、質問方式が一問一答方式という取り決めになっておりますが、この辺について何か変える必要が生じてくるとの認識があるのか、そのやり方は今までどおりなのか、確認したいと思います。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 質問の仕方に関しては、議会改革検討委員会では検討しておりませんので、今までどおりと思っております。

○委員長（小野優君） 千葉和彦委員。

○千葉和彦委員 それであれば、やっぱり我々も要点を集約した質問に心がけなければ、当然当局、今、副委員長がおっしゃっていましたが、当局の答弁も何のことを聞かれているのか分からなくて長くなるっていうことも生じてくると思いますので、この一問一答式とか質問の方法、ぜひ、ちゃんと、1点1点、順番を追って質問するのよりもやっぱり、本当の一問一答でやるほうが、当局も対応しやすいのではないかと思いますので、これも今後の検討課題かなと思います。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

他に。阿部委員。

○阿部委員 タイマーのことと、表決システムなんですけれども、例えばカウントダウン方式にすると、誰かが止めるわけですね。必ず、止め忘れ、返し忘れが起こりそうな気がしますし、そういうのをなくすにはどうするのか。

あと表決も、こっちを押そうと思ったんだけど、間違っってこっちを押しちゃったっていうのが、なきにしもあらずかなっていうのもあるんですけれども、そういう、ヒューマンエラーみたいなものをどう対応するのか。何か、議会改革検討委員会の方でお考えでしょうか。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 カウントダウンの方は、やりようだと思います。

例えば、50分経ったときに、何か音がするようにしたいのであれば、そういうこともできるでしょうし、特にただ表示させるっていうだけでも可能だと思いますし、その辺は実際に業者との相談になるかと思います。

あと、表決システムも、多分時間内であれば、戻すことも可能だと、1回押せばそれで決まりということではなくて、ある程度の余裕を持って判断することになっていると思います。

すいません、ちょっと今のお話は質問している時間だけで50分間っていう質問だったんでしょうか。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○阿部委員 先ほどのご説明の中で途中で休憩に入ったりするので、そうすると誰かがカウントダウンを止めるんですよね。そして、再開させるみたいな。そうすると必ずヒューマンエラーみたいなものが、止め忘れたとか、開始を押し忘れたとかがあると思うんですけれども、そういうのはどう対応するかお考えでしょうか。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 そこまで厳密なところは業者等は確認しておりませんが、休憩に入り、10分間の余裕がありますので、例えば時間をきちんと戻して確認するなりして、何分で終わったかとかっていうのを確認して、それで時間を調整してまた休憩後始めるということは可能ではないかと思いますので、そこら辺も併せて検討してもらえればと思います。

○委員長（小野優君） 他に。宍戸委員。

○宍戸委員 決算審査特別委員会への市長、副市長の出席について、全体会方式で市長と副市長が出席されている理由と、分科会方式のときに出席されない理由について、分かりましたら教えていただきたい。

もしも、市長が出席されない場合は、やはり全体会方式ではなくて分科会方式にしないといけ

ないのではないかと思いますのでその点について伺います。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 全体会の場合は、すべてを全議員で行っているの、市長が出席できるんですけども、分科会方式となったときに、やりようなんでしょうけれども、同時に4つの分科会が始まれば、体が4つないので、市長は参加できないという理屈だと思います。

ただ、上手にやりくりして、4つが重ならないようにすれば市長出席は可能かと思えますけれども、それは我々の提案のコスト削減という面からは逆行していることになりますので、市長が出席しないので分科会方式にと、他市と同じようではなくていいのではないかなと思います。

○委員長（小野優君） 宍戸委員。

○宍戸委員 なんか、越前市の市長が決算審査時に出席されていないっていうようなお話から、倉成市長はそういった提案をしてきたような気がしているので、もしも出席されない場合は他の市もやはり全体会方式は7市で6市は出席しているわけで、一方で分科会方式の6市で5市が出席がないので、出席されないのを認める場合は分科会方式を検討する方がいいのかなと思いましたので、将来的にそういう方向に進むのかお伺いします。

○委員長（小野優君） 東副委員長。

○東議会改革検討委員会副委員長 今の宍戸委員の指摘については、分科会方式についての議論も過去にしたことはありますが、今回この部分について分科会方式を併せて議論はしておりません。それから、確かに県内の7市議会のうち6市議会が、全体会方式の場合、市長、副市長が参加しているということではありますが、一方で1市議会では出ていないということでもあります。これは委員会の中で正式に議論したっていうことではないんですが、文字どおり決めようだと思います。

私ども今回の決め方としては、あくまでも市長答弁が全くなくなるような決算審査をすべて部課長にということではなくて、繰り返しですが、最終日になりますけれども、答弁保留があった場合にその答弁を用意する日に、この部分について市長の答弁を求めるっていう時間を用意するということで、さらに試行的にまずやってみようということでございますので、ご理解をいただければと思いますし、ここからはちょっと私の持論が少し入りますけれども、例えば分科会方式にすべきじゃないかっていうところは確かにあるんですが、分科会方式をやった場合でも総括質疑を入れて、結局、施政方針とかの場合にやっているようなイメージで、ああいったことを1回やってから分科会に分かれるとか、様々な手法があるようでございます。

これにつきましても、それぞれの議会において、何がいいのか悪いのか、デメリットがあるか、メリットがあるのかっていうことを検討して決めていいのではないかと考えております。

ちょっと私見も入りましたけれども、以上です。

○委員長（小野優君） 高橋浩委員。

○高橋浩委員 ありがとうございます。

確認ですが、50分間というのは、当局の答弁も含めて50分間ということで、その間、例えば50分間、マイナスだったらマイナスの時間が表示されていくということよろしいのでしょうか。

○委員長（小野優君） 高橋委員長。

○高橋議会改革検討委員長 単純に50分間、質問も答弁も含めて50分間、カウントダウンしていくということになります。

マイナス表示に関しては確認しておりませんので、その点は業者と確認しなければならないこととなります。

○委員長（小野優君） 他に質問ありますでしょうか。

はい。

ないようでしたら、議会改革検討委員会からの説明はここまでとさせていただきます。

説明者退席も兼ねて、午前10時50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

議会改革検討委員会の委員長、副委員長においでいただきまして、要請された部分の説明をいただきました。

ここからの流れですけれども、まず、通例ですと全会一致をこれまで原則としてきていますので、まず、委員会討議、常任委員会における自由討議ではないですけれども、皆さんの現状のご感想、ご意見等を一旦お聞きさせていただいて、それから次の段階に進みたいと思います。

全会一致にならないという部分がありましたら、平成29年の決定事項で、「全会一致で決着しない場合には、委員会条例に基づき、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる」となっているということで、それに従って進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

まず、現状皆さんの、全員の必要はありませんけれどもご意見等をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

千葉康弘委員。

○千葉康弘委員 先ほど説明いただきましたけれども、議会のタイマーの関係ですが、タイマーはいいとしても、50分間とされていますが、私たちに与えられた質問時間、今まで60分間でやっていたので、ぜひこれは60分間でやっていただきたいと。自分だけじゃなくてやっぱり市民の方、聞きたいからこそ、私達が代理で質問しているわけですから、これは守っていきたいと思っています。

タイマーは、お金がかからない形でやるのがいいのではないかと考えています。以上です。

○委員長（小野優君） 今野委員。

○今野委員 私は、(2)、(3)、(4)は、皆さんの判断に任せていいのかなと考えておりますが、(1)は、まず50分間という前提はない、誤りなので、そういう前提の議論はおかしいと思う。

もう1つ、議員が自らの権利を放棄することはしないほうがいい。従って60分間は堅持すべきだと。それからタイマーですが、今マイナス表示するかどうか分からないっていう話のようですが、これはモニターに出るわけでしょう。当然放映されますよね。そうなれば、外部の人が見たときに、完全に時間超過になります。今、言葉尻をつかまえて人を批判することが公然とされている時代ですので、そういうことに繋がりがねないことはやるべきではない。

もしやるのであれば、モニターに出ない、テーブルの上に時計を置けばいいと私は思います。従いまして、(1)については、時間制限の時間の短縮と、それからモニターにタイマーを出すことについては賛成できません。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

他にご意見等ありましたらお願いいたします。

阿部委員。

○阿部委員 奥州市議会として、一般質問は概ね1時間ということにしておりましたので、わざわざタイマーを付ける必要はないのではないかと。やはり、時間管理は各議員がすべきだと思いますし、当局の答弁云々もありましたけれども、それは簡潔にさせていただくのはそのとおりだと思います。当議会の特徴として、概ね1時間を基本とするといいますか、そういうことで時間を設けないという1つの特色といいますか、特徴と言いますかでやってきまして何の不具合もないので、それは今までとおりでいいのではと思います。

<マイクで集音できないやり取りあり>

○委員長（小野優君） 説明が足りなくてすいません。

今の時間帯としては、4項目全部について一挙に聞いているところですのでもしなければならないということです。あとは、全会一致に多分ならないんだろうなという確認の時間というところを今やっていますので、思いがあるところをどんどん聞かせていただければと思います。

それから、決める、決めないに関しては、今日、採決を取ります。

というのは、まず、決算審査がもう9月に控えていますので、それを8月に決めるともう当局の準備が間に合わないということもあります。それからもう1つ、タイマー等について、タイマーは今あるものでいけばいいですが、もし、もう1つモニターを足すということになれば、その部分の予算要求がかかりますし、もう1つ、表決システムも、もし来年度からやるということになれば、予算要求の準備ももう今、しなければならないのでというところがあり、まず、議会改革検討委員会から上がってきた部分の採決は、今日、行います。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○阿部委員 表決システムは、余りお金がかからないのであればやっていいのではと思います。

決算審査に係る市長、副市長の出席なんですけれども、全体会でやっておりますけれども、出席されなくてもいいと。何かお伺いしたいときに答弁保留という形を取ればいいのかと思います。といいますのは、水沢市議会では予算も決算も出ていなかった。奥州市議会になったときに、江刺さんのほうから出たほうがいいのかということで、予算にも決算にも、市長にも副市長にもご出席をいただいておりますけれども、それ以前の議会では不具合はなかったということもあります。特にも、決算に関しましては認定ですので終わっていることに関してですので、特にも、市長の答弁がほしいところは答弁保留で対応できるのではと思います。

4番目はいいと思います。以上です。

○委員長（小野優君） 高橋浩委員。

○高橋委員 ありがとうございます。

私も1つ確認です。今日採決というところまで、今ご説明がありましたけれども、今日改めて、先ほど来、議会改革の正副委員長からの説明があつて話を聞いたところですが、また、議会改革のときにも各会派でも多少の、多少というか話はしていたところですが、今日の説明を聞いて改めてここが最終判断のしどころであれば、できれば会派にまた持ち帰り、会派で最終検討をしてから臨みたいというところもあるのですが、その辺について皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○委員長（小野優君） もう一度会派に持ち帰ってというお話でしたけれども、やはり9月議会

に対応する部分であれば、できるだけ早い時期にということと、それが予算要求が絡むものであればそれこそ見積もりを取ってとか、10月のローリングに合わせることを考えると、というところがありましたけれども。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

1 度会派に持ち帰ってはというご意見もありましたけれども、やはり、時間的なスケジュールを考えますと、まず、今回、議会改革検討委員会から出されている部分に関しては、今日の会議でもって、採決をしていきたいと思しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ほかに、今4項目に関して何かご意見等ありましたならばですけれども、今お聞きした段階でも、全会一致にはやはりならないなというところが確認できましたので、この後は、先ほど申しました奥州市議会委員会条例第17条に基づいた採決ということと進めていきたいと思します。

よろしくお願いいたします。

阿部委員。

○阿部委員 表決システムですけれども、一応このぐらいの予算っていうのが経費は出ているんですけれども、事務局としてこの辺は大丈夫なんでしょうか。確認をしておかないと。

○委員長（小野優君） 鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 予算要求までは責任を持っていますが、予算措置されるかどうかは財政課の厳しい査定を受けて、結論を得たいと思します。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野優君） 他に、確認されたいこと、ご意見等あればお願いします。

千葉和彦委員。

○千葉和彦委員 みんなの考えということですが、私は一般質問について、見ている市民の方々、時間の配分が明確になるっていうのはやっぱり、今、議会改革が各議会が進んで、この方式を取り入れているところも増えているところでもあるようでございますし、そういう中で一定の時間枠を設けるっていうところは、時間が出てくることによって、公平性とか透明性、議会の見える化に資するんじゃないかと思します。議会改革の一環として、まず導入してみようというところもあるようです。

これは、単なる制限ではなくて、簡潔で要点を得た質問、それから議員間の公平感、公平性、それから傍聴だったり、今、テレビで見られている方々への分かりやすさというところも質の高い議会を目指すためには必要なのではないかと思しますので、私はよろしいんじゃないかなという思です。

ただ、50分間、60分間の議論についてはあるところですが、議会改革検討委員会でも何回も揉んできたことも尊重してよろしいのではないかという思もあります。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

高橋浩委員。

○高橋委員 私もただいま千葉和彦議員がおっしゃったように、50分間、60分間のそれぞれ、もしくは議員の役割というような部分のことも一定の理解はするところではありますが、議会改革検討委員会で上げてきたところによりますと、途中で質問や答弁を遮ったりするものではな

いしあくまでもこれは、50分間という目安で、皆さんの議員としての改めて、質問のやり方等を検討していただきたいという目安規定というようなところがございますから、私はこの部分ではよろしいのかなと考えました。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

今野委員。

○今野委員 皆さんは良識の中で判断されているんだろうと思うんですが、時間制限をきちんとしなかったのには理由があります。

それは、旧市町村の議長並びに首長の在り方、それから議会の趣きがあります。

当局側がとうとうと長い答弁をしたときに、それを議長が止められるか、これは議長の考えに委ねられます。

あと、それ以上言いませんけれども、結局、議長と首長との関係で、時間の制限については大きく影響されます。

ひどい議長、首長さんになると、議長席に来て、時間内に議員に抗議したり、しかしそれは、処罰されるわけでも何でもないんです。長い答弁が来ても対応できるようにする。そのためにはきちんとした時間制限はないほうがいいということでこうなっていますので、そこは少し考えてほしいと思います。

あとは、タイマーについては、例えばゼロかマイナスかで表示されるわけですね、外部に。そうすれば、止めはしないよと言うけれども、あの議員はいつも時間オーバーしているって必ずなります。

私は、それはいいことではないと思います。以上です。

○委員長（小野優君） 小野寺満委員。

○小野寺委員 今回出されました、議会改革検討委員会の検討項目の4項目については、私が前任期の後半に、議会改革検討委員会の委員だったんですけれども、その時に1回出して、目の目を見なかった項目がほとんどなものですから、私はこの4つについては、まず試しでやってみましょうという提案もあったもんですから、やってみて、4項目ともそれぞれ、いろんな判断のケースはあるかと思いますけれども、1回まずやってみるということで、本市としての議会改革を進めることになるのではないかなということで議会改革検討委員会も議会運営委員会に出してきたわけですので、まず1回やってみたらいいんじゃないかと思います。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○廣野委員 廣野です。

まず1つは、タイマー設置と時間設定については、基本的には議員が時間管理をすると。特に、私と佐さんあたりがこうふらふらのところでやっていますから、あえてこれに反論するわけありませんが、自分なりには、時間管理はしながら質問をしているつもりですので、どっちでもいいかなという意見です。

ただ、今野委員が言うように、本当に議員自ら、確かに議会改革と言いながらも、一般質問という議員の権利を自らその身をそぐようなことが本当にいいのかどうかという部分はやはり議論の分かれるところだろうなと思います。

採決システムについてはいいんじゃないですかと。これは、我々も誰が賛成し、誰が反対したかがよく分からないので、これが見える化するのはいいことである。

ただ、1番と2番、それぞれ職員の負担が伴うということなので、それが本当に過度な負担にならないのかどうかという確認は必要だろうと思います。

決算審査の市長、副市長の部分については、基本的に私は出席でいいんじゃないですかと。どうしても公務というのであれば、最低でも副市長は出るべきだというのが私の考え方です。

4番の部分について、特に招集の内容については問題がないというのであれば、これは内部的な協議ですから、部長等の出席がなくてもいいのかなと思います。

○委員長（小野優君）　ありがとうございます。

穴戸委員。

○穴戸委員　1件目の議場へのタイマーについて確認です。

50分間、60分間と設定しても、まず、延長となった場合はそこでストップさせないっていう理解でよろしいでしょうか。時間になったからやめるということではないと思っていましたので、そうであったならば賛成したいと思っています。

採決システムは本当に10回も何回もこう立ったり、座ったりというときもございますので、やっぱりあったほうがいいのかと思っています。

あと、決算審査について、今の段階で市長、副市長が出席されない理由について明確ではないので、もう少し文章であったりとか、市長が出席されない理由について明確化していただきたいと思っています。

全体会方式では、7市議会のうち6市議会が出席されていますので、その辺との整合性っていいですか、やっぱり何かしら理由が明確にはっきりと示されている方がいいのではないかと思いますので、その点はしっかり示されるとしたら賛成したいと思いますが、今の時点ではちょっと迷っています。

4番目については、本当にそのとおりだと思いますので賛成したいと思います。

○委員長（小野優君）　鈴木事務局長。

昨年、当局から来た依頼文書について、先ほど資料を入れました。配信しますので、ご確認いただければと思います。

昨年11月25日に市当局からいただいたもので、ちょっとメモが書いてありますけれども、原本はきちんと保存してございます。

この中で、業務改善の取組で検討いただきたい事項として、1点目は、「市長に対する本会議等への出席要求を必要最小限に留めていただきたい。特にも、決算審査特別委員会における部門別審査においては、市長、副市長の出席を要しないようご配慮をお願いしたい。ただし、部門別審査において市長の回答を必要とする場合は、答弁保留とさせていただき、審査最終日に市長、副市長が出席し、回答できるようお取り計らい願いたい。」という形で要請がありました。

これが、決算審査の期間中もそうですが、議会中の市長の日程をすべて押さえるということになると、何回か前回も議会中にありましたけれども、特別に休会日を設けてという日程調整がなかなか難しいということもあって、こういう形で出席要請を最小限に留めていただきたいという要請が来ているという内容ですのでよろしくお願いします。

○委員長（小野優君）　阿部委員。

○阿部委員　議会を招集するのは市長なんですけれども、誰に出席をしていただきたいかということのを要請するのは議会側ということではよろしいでしょうか。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 議会から市長に対して職員の派遣は依頼しておりますけれども、例えば、担当部長誰それという形の要請はしてございません。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○阿部委員 そうしますと、昨年出された市長からの協力依頼ですけれども、ここはやはり議会で判断していいというところなのかなと思いますので、必要以上に業務を縛らない形で議会側も配慮すべきではないかと思います。

○委員長（小野優君） 他にご意見等ありますでしょうか。

穴戸委員。

○穴戸委員 ちょっと素朴な疑問で申し訳ございませんが全体会方式の場合に、なぜほかの市議会では市長と副市長が出席されているのか。他の業務に支障をきたすとしたら、大体、概ね市長と副市長が出席されない方向であるのではないかなと思うんですけれども、なぜ、全体会方式では市長と副市長が出席されている方が多いのかちょっとその点が理解できるといいなと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

今までご意見等をお聞きしてきましたけれども、全会一致には至らないということで、ここはあとは決を採って進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

1項目ずつ、決を採って参ります。挙手形式で採って参りますのでよろしくお願いいたします。

まずは、議場へのタイマー設置及び議事の際の明確な時間設定についてということで、時間制限を設けるそれからタイマーを設置したいというのが議会改革検討委員会からの要請事項でありました。

このことについて決を採って参ります。この件、検討改革検討委員会から要請された、この部分に関して賛同される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小野優君） では、賛成少数となりましたので、この検討項目に関しては、否決させていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 続いて、2つ目、表決における採決システムの利用についてという部分に関して、賛成される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小野優君） 賛成多数ですので、可決いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 続いて、決算審査特別委員会への市長、副市長の出席について、まずは決算審査特別委員会にこのお二方が出席をせず、対応答弁が求められる場合は、最終日の答弁保留で対応すべきではないかという提案に関しての採決いたしますので賛同される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小野優君） 賛成多数ですので可決いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 最後、改選後最初の臨時会における市長等の出席について、議会人事等を協議している時間帯については、当局側の出席を基本的に求めないという提案でしたけれども、この提案について、賛同される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小野優君） こちらは、全会一致で可決いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 以上、採決いたしますので、この結果については改めて文書等で議員全員に周知して参ります。それから、議会改革検討委員会にも回答するという事で進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

廣野委員。

○廣野委員 全会一致と私、受け取っていたんですが、過半数で決するという採決だったんですね。それがまず1点。

あともう1つは、(3)を可とするのは、前提はあくまでも試行すると。試行後に再度それを常態化するというか、特に問題がないかどうかで評価するんですよね。良かったか、悪かったかという評価は、議運で評価をして、継続するか、しないかという部分を含んでいるんですよね。そこだけ確認させてください。

○委員長（小野優君） 説明が悪くてすみませんでした。

まず、採決の部分に関しては全会一致にならないということが最初の段階で確認できていましたので、奥州市議会委員会条例第17条の表決に基づいた過半数というところを適用させていただきましての採決でした。

それから、決算審査特別委員会に関しても、今回、試行してはどうかというところまでが議会改革検討委員会の提案でしたので、今、可とするところで通りましたがあくまでも常態化ではなくて、試行というところでございます。

ここまでの、議会改革検討委員会から検討を要請された項目についてでした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 市議会議員政治倫理条例（案）について

○委員長（小野優君） 続いて、協議事項の(2)、市議会議員政治倫理条例についてを協議して参ります。事務局説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 協議事項(2)、市議会議員政治倫理条例（案）について説明します。

昨年度から、政治倫理条例につきまして、総務課担当と議会事務局担当で、協議をしておりました。

総務課で条例案の内容を細かく見ていただいております。経過としては、6月定例会の最中に一旦回答をいただいております。

ただこちらも、6月定例会があり、なかなか手が回っていない状況もあり、6月定例会後に再度協議を重ね、今現在、資料配信した内容が最終案となっています。

ここまでの経緯は、今日の委員会のフォルダに、行政係から指摘がありました事項と、それに対して最終的にこうしたという内容が入っておりますので、この部分につきまして細かく説明すればいいところですが、時間もかかるかと思っておりますので、それぞれ内容を吹き出し部分を見て確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、今日の資料は、各会派にお持ち帰りいただきまして、情報共有をしていただければと思います。

あと、総務課からいただいているコメントとしては、今委員の皆様にご提示した案で、致命的な欠陥がなければ、最後、細部を手直しする形で固めて参りたいという返事をいただいておりますので、基本的には、致命的な欠陥がなければ、今日、提示した案でもって、奥州市議会議員政治倫理条例の案としたいと考えています。

次の段階として、パブリックコメントに進む形になりますけれども、去年、北上市議会さんが政治倫理条例のパブリックコメントを実施した経緯がございまして、単純に条例案だけでなく、逐条解説も併せて作って、パブリックコメントに付している状況もありましたし、やはり、条例案だけではなかなか内容が見えない部分もありますので、併せて逐条解説も整備したうえで、パブリックコメントに付していきたいと考えております。

逐条解説は、今日は資料提示できておりませんが、追って整理したいと考えています。

あと、同じフォルダの中にフローを保存しています。これまで条文の調整を行う中で、条項のズレが発生していたんですけれども、改めてそれをフローという形で、これは2年前の全員協議会で提示した資料を最終案の条文に合わせて作り直したものを保管しておりましたので、条文の流れであったり、倫理条例を適用させる場合に、ないことが大前提ですけれども、もし仮に発生した場合はこういったフローになりますというところを、条文と合わせてご確認いただく際にご活用いただければと考えている資料です。よろしくお願いします。

あと、近隣の状況です。先ほどお話ししましたとおり、北上市議会さんが昨年末、政治倫理条例を制定したという動きがありました。直近では、6月定例会で宮古市議会さんが政治倫理条例の一部を改正したという記事が同市議会広報に載っております。こういった内容の改正を行ったのかホームページから確認できませんでしたので細かくは内容確認ができていない部分がありますけれども、トレンドといいますか県内の状況としては、こういった状況にありますという部分を、今からの条例案の内容変更となりますとなかなか厳しい部分はあるんですけれども、県内ではこういった状況にありますという部分について、委員の皆様におかれましても、確認をしていただければと思います。

現段階の報告は、以上です。

○委員長（小野優君） 市議会議員政治倫理条例の制定についての進捗の報告でした。

何か質問等ありますでしょうか。

ないようでしたら今日示されました総務課行政係からの意見をいただいた修正の部分を各会派で確認していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

もし、何か特段ご意見等があるようでしたら、事務局に申し出ていただければと思います。そちらも併せてお願いいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(3) 奥州市議会基本条例の検証について

○委員長（小野優君） 続いて、協議事項(3)、奥州市議会基本条例の検証について、事務局説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 協議事項(3)、奥州市議会基本条例の検証についてです。

去る6月19日に行われた佐藤淳先生を招いた研修会につきましては、ご協力いただきましてありがとうございました。

研修の記録として、復命書をサイドボックスに保管しました。皆様、出席されておりましたので頭の中に入っているものと思いますけれども、振り返りで活用していただければと思います。

今後、議会基本条例検証報告書をまとめて参りたいと考えています。

4年前、令和2年12月でしたけれども、奥州市議会議会基本条例検証報告書としてまとめた内容となります。

去る研修会におきまして、第三者による外部評価で、奥州市議会が積極的に、先進的に取り組んでいる部分について評価いただいた内容もありました。あと、さらに、前進すべきといえますか、改善すべき

というような内容も資料や説明の中に、その要素、エッセンス的な部分が合ったと思いますので、その部分を報告書の内容にまとめる、取り込んで、作成をしていくようなイメージを事務局としては持っておりますので、そちらの作成を進めたいと考えております。

追って、議会運営委員会に内容を付議しまして、公表に向けた事務を取り進めて参りたいと考えております。

以上です。

○委員長（小野優君） 議会基本条例の検証作業についての説明でした。

私からも皆さんのいる前で、佐藤淳先生からの宿題を出されておりましたので、そちらの方の取りまとめして、ちょっと今回の資料に付けませんでしたので、後で差し込みしますが、皆さんから書いていただいた、「奥州市議会のありたい姿」に関して、大きく6点ほどにまとめられるのかなという部分でありますので、そこを口頭ですみませんがご報告させていただきます。

議員間討議の推進という部分でこちら多くの議員が、やはり取り組むべきだということがありました。

それ以外には、生成AIに関してですとか、それから議員の研修体制やルールの整備、それから議会の組織改革や、市民との関係の強化、それから、政策形成、提言機能の強化と皆さんからご意見を頂戴したところであります。

前回、議会基本条例検証作業の後に、その検証を受けて条文改正であったり、それから追加した部分などもあったんですけれども、今回、この検証の際の作業の中でもちょっと出てきている

んですけども、ルールの明文化といった部分を結構、問われている方が多かったですので、今回、残り半年あるかないかですけども、検証作業を受けての今後の行動計画といいますか、取組事項の部分、そこを再度皆さんと改めて協議して、できる範囲で、任期中にできるものを進めて参りますし、できなかったものを次の改選後の方々への申し送りということでまとめていきたいと思っておりますので、そちらも併せてよろしくお願いいたします。

議会基本条例の検証作業に関して、皆さんの方からお聞きになりたいことがありましたら、お願いいたします。

ないようであれば、この件についてはこれで終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
(4) 行政視察について (略)

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
4 その他 (略)

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
5 閉会

○副委員長（千葉敦君） 長時間にわたり慎重審議をありがとうございました。これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

〔電子署名〕奥州市議会運営委員会委員長